消費者ローン（保証なし）　定型約款　変更履歴

【変更日：令和７年７月１４日】

| 変更箇所 | 変更後 | 変更前 | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 前文 | 借主（連帯債務の場合は、文中に特に断りのない限り借主全員をいいます。）は、後記約定・同意条項を承認のうえ横浜信用金庫（以下「金庫」といいます。）から次の借入要項のとおり金銭を借り受けます。 | 借主（連帯債務の場合は、文中に特に断りのない限り借主全員をいいます。）は、後記約定を承認のうえ横浜信用金庫（以下「金庫」といいます。）から次の借入要項のとおり金銭を借り受けます。 | 前文について、保証会社付消費者ローン契約書と平仄を合わせ、同意条項についての文言を追加しました。 |
| 規定第１３条 | 第 13 条　（費用の負担）<br>次の各号に掲げる費用は借主が負担するものとし、金庫は、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻すか、融資金から控除して費用の支払いにあてることができるものとします。<br>１．抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。<br>２．担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。<br>３．借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。<br>４．この契約の締結、契約内容の変更、繰り上げ返済等の手続に関する印紙代等の費用。 | 第 13 条　（費用の負担）<br>次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。<br>１．抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。<br>２．担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。<br>３．借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。 | 保証会社付消費者ローン契約書と同様の契約条文に変更し、お客さまの払戻請求のご提出負担を軽減します。 |